

千葉県放射線測定器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民等が身近な場所の放射線量を把握するために、市が所有する簡易型の放射線測定器（以下「測定器」という。）を市民等に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 測定器の貸出しの対象者は、次のとおりとする。

- (1) 20歳以上の市民
- (2) 前号に掲げる者のほか市長が適当と認めたもの

(貸出機器及び貸出場所)

第3条 貸出しする測定器及び貸出場所は、別表のとおりとする。

(貸出期間等)

第4条 測定器の貸出期間は、1週間（貸出日から起算して8日）以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

2 次の各号に掲げる日は、貸出し及び返却の受付は行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）

3 返却日が前項の各号に掲げる日に該当する場合は、その日後で最も近い開庁日まで貸出期間を延長するものとする。

4 貸出し及び返却の受付時間は、午前9時から午後4時までとする（午後零時から午後1時を除く）。

(予約)

第5条 測定器の貸出しは、電話又は窓口で予約するものとする。

2 再度、貸出しを希望する場合は、測定器の返却後に改めて予約するものとする。

(貸出の申出)

第6条 前条の規定により予約したものは、放射線測定器貸出申出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申出にあたっては、運転免許証、旅券（パスポート）、個人番号カード、健康保険証、年金手帳その他本人確認できる書類を提示しなければならない。

(測定器の貸出し)

第7条 市長は、前条の規定により提出された申出内容を審査し、適当と認めたときは、測定器を貸し出すものとする。

2 測定器の貸出しは、1回につき1台とする。

(貸受者の責務)

第8条 測定器の貸出しを受けたもの（以下「貸受者」という。）は、その測定器を第三者に譲渡し、転貸し、又は営利目的の利用等をしてはならない。

2 測定器の貸受者は、その測定器を損傷及び紛失した場合は、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りではない。

3 測定器の貸受者は、他の者が管理する敷地等を測定する場合は、当該管理者の承諾を得て行うものとする。

(測定結果の報告)

第9条 市長は、測定器の貸受者に対し、測定結果の提供を求めることができる。

(費用)

第10条 測定器の貸出しは、無料とする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、環境局環境保全部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

機 種	機 能	貸出場所
「高機能積算線量計 DOSEe（ドーズイー）」（富士電機株式会社製）	積算計及び線量計	環境総務課